

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年10月9日
【会社名】	ダイトケミックス株式会社
【英訳名】	Daito Chemix Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 二宮 榮規
【本店の所在の場所】	大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号
【電話番号】	06（6911）9310（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 南 修一
【最寄りの連絡場所】	大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号
【電話番号】	06（6911）9310（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 南 修一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

当社は、下記のとおり訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1)当該訴訟の提起があった年月日

平成26年9月12日

(2)当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称：DKSHジャパン株式会社

所在地：東京都港区三田3-4-19

代表者の氏名：代表取締役 ペーター・ケメラー

(3)当該訴訟の内容および損害賠償請求金額

当該訴訟内容

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等が、当社が国内で製造・販売した製品を海外に輸出した商社と当社をそれぞれ別訴で被告として、損害賠償請求訴訟等を提起して争っております。

被告商社訴訟においては、第一審の東京地方裁判所の判決（平成22年7月）で請求が棄却されましたが、第二審の東京高等裁判所の判決（平成25年2月）では、請求が変更され全体（計5件）で約8億86百万円の認容額となり、現在最高裁判所で係争中です。

また、当社を被告とする訴訟においては、平成25年5月27日に東京地方裁判所にて請求を棄却する判決が下されましたが、原告らはこれを不服とし、平成25年6月10日に東京高等裁判所へ控訴し、平成26年4月14日に結審しました。

今般、被告商社が、本件船舶火災に関して当社が販売した製品が船舶火災の原因になったとして当社に対し損害賠償請求の訴訟を提起したものです。

当社は、当社製品について原告を通じて、既に何度も同様の海上輸送がなされてきましたが、今まで、本件のような船舶火災を経験したことはなく、現時点では、火災の具体的原因やこれに対する当社製品の関連性などの事実関係は未だ明らかとなっておらず、当社の法的責任などについても明らかではありません。また、当社としても、当社の法的責任の有無などについて十分に確認できておらず、現時点では本訴訟の帰結につき予測することはできません。

今後、裁判を通じて、本件船舶火災に関する事実関係および法律関係を明らかにするために、当社の立場を主張していくことで、当社の本件係争における法的な立場を明らかにしていきたいと考えております。

損害賠償請求金額

原告は、被告（当社）に対して、金13億3870万106円およびこれに対する平成26年9月12日から支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いおよび訴訟費用の請求をしております。

以上